

## 船舶事故調査報告書

令和元年9月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）  
委員 田村 兼吉  
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年10月4日 12時40分ごろ
発生場所	長崎県対馬市 <sup>じょうどの</sup> 尉殿埼東方沖 尉殿埼灯台から真方位087° 13海里（M）付近 （概位 北緯34° 39.3′ 東経129° 45.2′）
事故の概要	漁船第五やまぐち丸は、投網準備作業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	平成30年10月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五やまぐち丸、90トン 141646、株式会社下関漁業 31.85m×6.30m×2.65m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成24年1月24日
乗組員等に関する情報	船長 男性 36歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成26年8月26日 免状交付年月日 平成26年8月26日 免状有効期間満了日 令和元年8月25日 漁労作業員A（インドネシア共和国籍） 男性 21歳
死傷者等	重傷 1人（漁労作業員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 5 海象：波高 約1.5m
事故の経過	本船は、船長及び漁労作業員Aほか7人（日本国籍5人、インドネシア共和国籍2人）が乗り組み、対馬市尉殿埼東方沖において、第三やまぐち丸（以下「主船」という。）と2そう引きによる沖合底引き網漁の操業を行っていた。 本船は、自船の揚網作業が終わるとすぐに主船の投網に備えて、自船の網に連結していた「全長約1,300mの化学繊維製ロープ」（以下「中ロープ」という。）を主船に渡す作業（以下「本件作業」という。）を行うこととした。 本船は、ふだん中ロープの先の金属製のチェーンに「化学繊維製の

船内取込み用延長ロープ'（径38mm長さ約70mと径12mm長さ約2mのロープを繋いだもの、以下「延長ロープ」という。）を繋ぎ、さらに延長ロープの先端にレッド（おもり）の付いた化学繊維製の約2mのレッドラインをC環（金属製の環状金具）で繋いでいた。

漁労作業員Aは、本船左舷側約20mのところに主船が近寄ってきたタイミングで、本件作業を開始する目的で、本船の左舷船尾部から主船の右舷船尾部にレッドを投げ入れた後、延長ロープが船尾ローラの上方を通して船外に繰り出して行くのを少し船首側に離れた舷側（待避場所）で見ている。

主船は、漁労作業員Aの投げた延長ロープの端をウインチに取り付け延長ロープを巻き取り、本件作業が行われていた。

船長は、本件作業中、主機を運転してウインチ等の油圧機器を駆動する揚網モード（推進力は得られていない状態）とし、船の位置を確認しながら、船橋後部の窓から船尾部の乗組員等の作業を見ている。

漁労作業員Aは、本件作業中、船尾ローラ付近で延長ロープがもつれたので、もつれをさばこうと咄嗟に船尾ローラに近づいたところ、右足が甲板上でコイルされている延長ロープの輪の中に入った直後、うねりで船体が動揺し、本船が傾斜した際に延長ロープが同ローラの上方を通して一気に船外に繰り出され、漁労作業員Aの右足首に延長ロープが巻き付いた状態でその身体が同ローラまで引き込まれ、延長ロープが緊張して右足首が強く締め付けられた。

本船乗組員は、漁労作業員Aの近くで作業をしていたところ、漁労作業員Aのあーっという大声に気付いて振り返ると、船尾ローラに引き込まれ、緊張した延長ロープに足を締め付けられている漁労作業員Aを発見した。

主船の漁労長は、異変に気づき延長ロープの巻き取りを停止し、また、本船乗組員は、他の乗組員と共に延長ロープを緩めて漁労作業員Aを救出した。

主船の漁労長は、直ちに会社に連絡を入れ、対馬市比田勝港に本船を帰港させた。

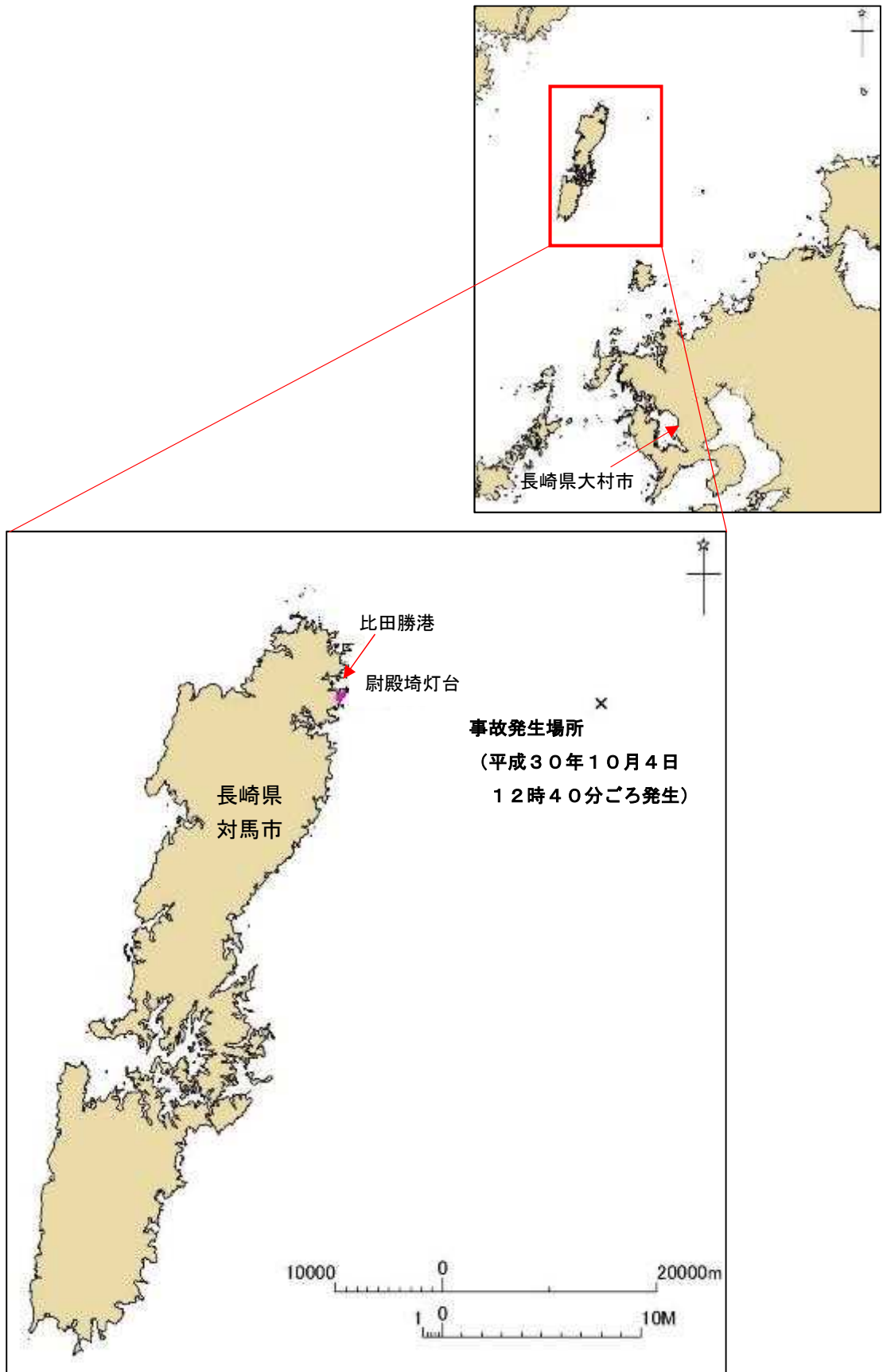
漁労作業員Aは、比田勝港到着後、漁労長からの連絡により船舶所有会社が要請して待機していた救急車で対馬市内の病院を経由し、ドクターヘリで長崎県大村市内の病院に搬送された。

漁労作業員Aは、搬送先の病院で、右足不全切断、足関節脱臼、腓骨粉碎骨折と診断された。

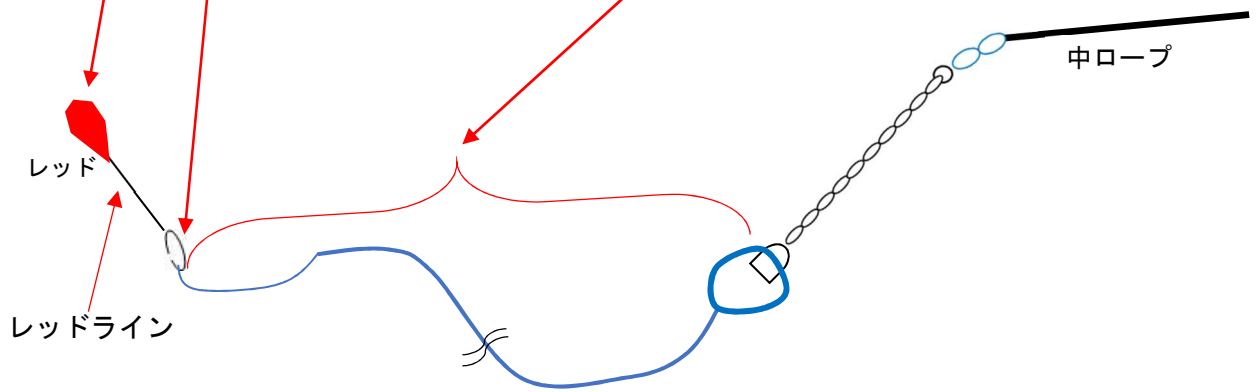
（付図1 事故発生場所概略図、付図2 船内取込み用延長ロープ（現場調査時の状況）、付図3 本件作業状況図 参照）

<p>その他の事項</p>	<p>漁労作業員Aは、インドネシア共和国からの漁業技能実習生であり、平成29年8月から本船に乗り組み、本事故当時、体調不良により乗船していなかった漁労作業員が行っていた本件作業を担当していた。</p> <p>漁労作業員Aは、本件作業を何度も経験しており、コイルされているロープの輪の中に足を入れてはいけないことを十分理解していた。</p> <p>漁労作業員Aは、実習期間が3年のうち乗船して2年目であり、次は後輩に手順等を教えなければいけない立場となるので、どんな作業でも覚えなければいけないと思っていた。</p> <p>船長は、漁労作業員Aが、作業内容について十分理解しており、仕事ぶりも大変よかったので、本件作業を任せていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>漁労作業員Aは、本船が対馬市尉殿埼東方沖で本件作業中、もつれた延長ロープをさばこうと船尾ローラに近づき、コイルされている延長ロープの輪の中に自らの右足が入ったことから、うねりで船体が動揺して傾斜した際、延長ロープが一気に船外に繰り出され、右足首に延長ロープが巻き付き同ローラまで引き込まれて延長ロープが緊張し、右足首が強く締め付けられて負傷したものと考えられる。</p> <p>漁労作業員Aは、延長ロープがもつれたので、さばこうと咄嗟に船尾ローラに近づいた際、延長ロープをさばくことに集中して、右足がコイルされている延長ロープの輪の中に入ったことに気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が対馬市尉殿埼東方沖で本件作業中、漁労作業員Aが、コイルされている延長ロープの輪の中に自らの右足が入ったため、うねりで船体が動揺して傾斜した際、延長ロープが一気に船外に繰り出され、船尾ローラまで引き込まれて延長ロープが緊張し、右足首が強く締め付けられたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロープのもつれが発生してもさばかないこと。</li> <li>・コイルされたロープの輪の中に足を入れないこと。</li> <li>・甲板上で作業を行うときには、周囲の作業状況等を十分に確認すること。</li> <li>・船長は、外国人技能実習生に対し、甲板上の作業について、より分かりやすく十分に説明を行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

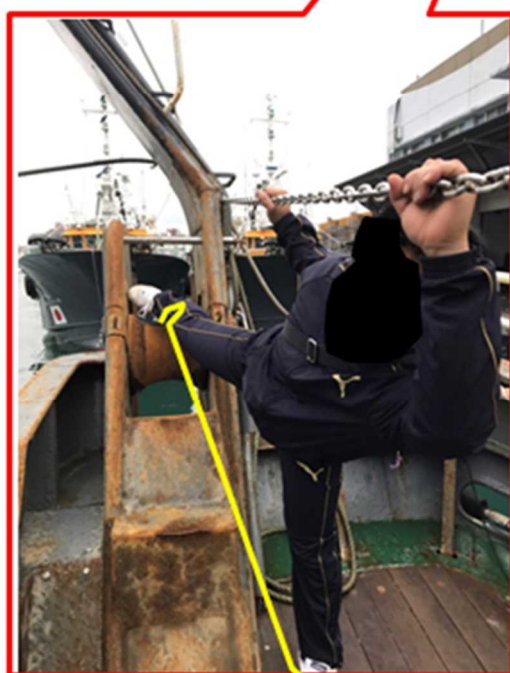
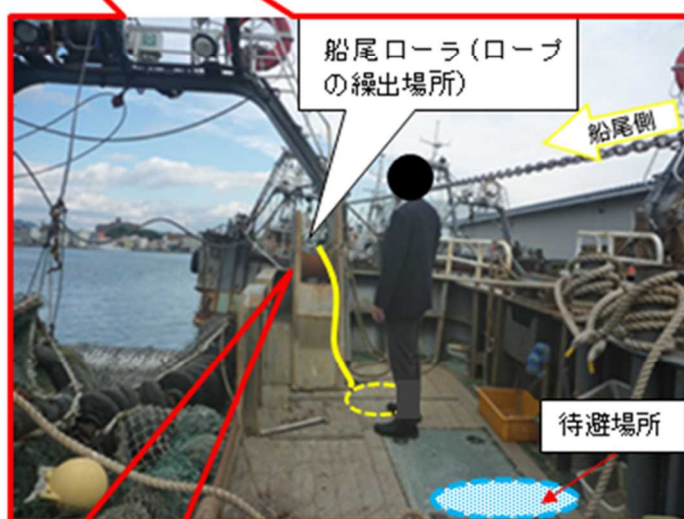
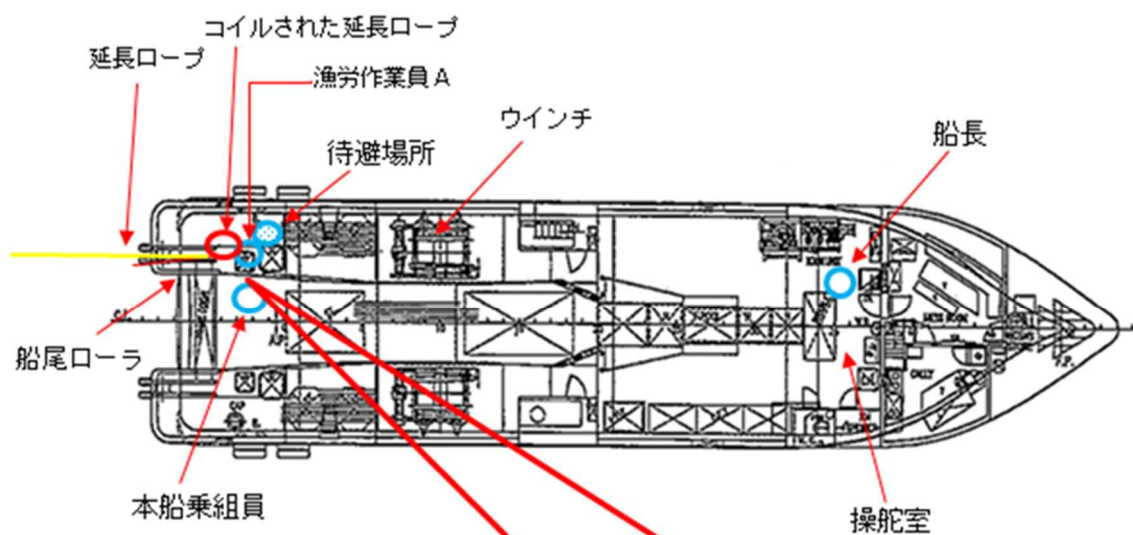


付図2 船内取込み用延長ロープ（現場調査時の状況）



各ロープを伸ばした状態

付図3 本件作業状況図



右足首に延長ロープが巻き付き、ローラに巻き込まれた状態